

事 務 連 絡
令和4年12月28日

各市町村教育委員会教育長 }
各 教 育 事 務 所 長 } 様

埼玉県教育局市町村支援部参事兼小中学校人事課長

「県立学校職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱要綱」の
一部改正について

標記の件につきまして、別添写しのとおり、県教育委員会教育長から県立学校長に対して
通知を発出しましたので、参考に送付いたします。

担当：人事・学事・働き方改革担当 浅野
電話：048-830-6937
E-mail: a6930-03@pref.saitama.lg.jp



教 職 第 1 0 4 5 号
令和 4 年 1 2 月 2 6 日

各県立学校長 様

教 育 長

「県立学校職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱要綱」の一部改正について（通知）

「県立学校職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱要綱」の一部を下記のとおり
改正したので、令和 5 年 1 月 1 日以降はこれによってください。

記

別紙様式を次のように改める。

別紙様式 公務に使用する自家用自動車登録申請書（兼 変更届出書）

所 属 長 様

年 月 日（申請時）

職・氏名

公務に使用する自家用自動車について、県立学校職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり登録を申請します（変更を届出ます）。

1 自動車検査証

*親族所有の自家用自動車を登録する場合は、（ ）に職員との続柄を記入すること。

①申請時	所有者名	自動車登録番号	自動車検査証有効期間
②変更時	()		年 月 日 まで
有効期間更新	年 月 日 まで	その他の変更	届 出 日 年 月 日
	年 月 日 まで		年 月 日
	年 月 日 まで		年 月 日

2 自賠責保険（強制保険）

①申請時	保険会社名	保険期間	
②変更時		年 月 日 まで	
有効期間更新	年 月 日 まで	その他の変更	届 出 日 年 月 日
	年 月 日 まで		年 月 日
	年 月 日 まで		年 月 日

3 自動車保険（任意保険） *親族所有の自家用自動車を登録する場合は、職員に適用のある任意保険を記入すること。

①申請時	保険会社名	保険金額 (万円)	保険期間
②変更時		対人 万円・無制限 対物 万円	年 月 日 まで
有効期間更新	年 月 日 まで	その他の変更	届 出 日 年 月 日
	年 月 日 まで		年 月 日
	年 月 日 まで		年 月 日
	年 月 日 まで		年 月 日
	年 月 日 まで		年 月 日

上記自家用自動車を、公務に使用する自家用自動車として登録する。

年 月 日

所属長確認欄

(注) 1 職員は、実線の枠内を記入すること。

2 登録申請にあたっては、自動車検査証（※）、自賠責保険証明書及び任意保険の証書の写しを添付すること。

※ 電子化された自動車検査証においては、自動車検査証記録事項の写しを添付すること。

3 変更届出にあたっては、変更する事項に係る上記証書の写し等を提出すること。

4 この登録申請（変更の届出）によって公務に使用する自家用自動車の登録を受けている場合であっても、次の各号に該当する職員には自家用自動車の公務使用を承認できないので留意すること。

(1) 当該職員が運転免許取得後1年未満である場合

(2) 当該職員が、過去1年間において、その責めに帰すべき交通事故を起こし、又は自動車の運転に関し、罰金刑に処せられている場合

(3) 当該職員の健康状態が正常な運転に適さないと思われる場合

5 所属長確認欄については、署名を原則とするが、事務の効率上の観点から認印を妨げるものではない。

担 当 給与制度・退職手当担当

TEL 048-830-6667

県立学校職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱要領の一部改正について

県立学校職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱要領の一部を、次のとおり改正する。

別紙様式を次のように改める。

別紙様式 公務に使用する自家用自動車登録申請書（兼 変更届出書）

所 属 長 様

年 月 日（申請時）

職・氏名

公務に使用する自家用自動車について、県立学校職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり登録を申請します（変更を届出ます）。

1 自動車検査証 *親族所有の自家用自動車を登録する場合は、（ ）に職員との続柄を記入すること。

①申請時	所有者名	自動車登録番号	自動車検査証有効期間
②変更時	()		年 月 日 まで
	有効期間更新	その他の変更	届 出 日
	年 月 日 まで		年 月 日
	年 月 日 まで		年 月 日
	年 月 日 まで		年 月 日

2 自賠責保険（強制保険）

①申請時	保険会社名	保険期間
②変更時		年 月 日 まで
	有効期間更新	その他の変更
	年 月 日 まで	届 出 日
	年 月 日 まで	年 月 日
	年 月 日 まで	年 月 日
	年 月 日 まで	年 月 日

3 自動車保険（任意保険） *親族所有の自家用自動車を登録する場合は、職員に適用のある任意保険を記入すること。

①申請時	保険会社名	保険金額（万円）	保険期間
②変更時		対人 対物	万円・無制限 万円 年 月 日 まで
	有効期間更新	その他の変更	届 出 日
	年 月 日 まで		年 月 日
	年 月 日 まで		年 月 日
	年 月 日 まで		年 月 日
	年 月 日 まで		年 月 日
	年 月 日 まで		年 月 日

上記自家用自動車を、公務に使用する自家用自動車として登録する。

年 月 日

所属長確認欄	
--------	--

- (注) 1 職員は、実線の枠内を記入すること。
 2 登録申請にあたっては、自動車検査証（※）、自賠責保険証明書及び任意保険の証書の写しを添付すること。
 ※ 電子化された自動車検査証においては、自動車検査証記録事項の写しを添付すること。
 3 変更届出にあたっては、変更する事項に係る上記証書の写し等を提出すること。
 4 この登録申請（変更の届出）によって公務に使用する自家用自動車の登録を受けている場合であっても、次の各号に該当する職員には自家用自動車の公務使用を承認できないので留意すること。
 (1) 当該職員が運転免許取得後1年未満である場合
 (2) 当該職員が、過去1年間に於いて、その責めに帰すべき交通事故を起こし、又は自動車の運転に関し、罰金刑に処せられている場合
 (3) 当該職員の健康状態が正常な運転に適さないと認められる場合
 5 所属長確認欄については、署名を原則とするが、事務の効率上の観点から認印を妨げるものではない。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年1月1日から施行する。
- 2 改正通知の施行の際、改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。

県立学校職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱要綱に関する新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

新		旧	
県立学校職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱要綱		県立学校職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱要綱	
第1条～第11条 (略)		第1条～第11条 (略)	
別添様式 公務に使用する自家用自動車登録申請書 (兼 変更届出書) 所 属 長 様 氏・氏名 年 月 日 (申請時) 公務に使用する自家用自動車について、県立学校職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱要綱第1条第1項の規定に基づき、下記のとおり登録を申請します。(変更を届出ます。) 1 自動車検査証 ①申請時 ②変更時 2 自動車保険 (強制保険) ①申請時 ②変更時 3 自動車保険 (任意保険) ①申請時 ②変更時 上記自家用自動車を、公務に使用する自家用自動車として登録する。 年 月 日		別添様式 公務に使用する自家用自動車登録申請書 (兼 変更届出書) 所 属 長 様 氏・氏名 年 月 日 (申請時) 公務に使用する自家用自動車について、県立学校職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱要綱第1条第1項の規定に基づき、下記のとおり登録を申請します。(変更を届出ます。) 1 自動車検査証 ①申請時 ②変更時 2 自動車保険 (強制保険) ①申請時 ②変更時 3 自動車保険 (任意保険) ①申請時 ②変更時 上記自家用自動車を、公務に使用する自家用自動車として登録する。 年 月 日	



教 職 第 567 号
平成 10 年 3 月 27 日

各県立学校長 様

埼玉県教育委員会教育長

県立学校職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱いについて（通知）

最終改正 令和 4 年 12 月 26 日教職第 1045 号

職員の旅費に関する条例等の一部改正に伴い、「県立学校職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱要綱」を別添のとおり定めたので通知します。

県立学校職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県立学校職員が公務により旅行する際に、自家用自動車（自動二輪車及び原動機付自転車を含む。）を使用することに関して必要な事項を定めるものとする。

(適用対象職員)

第2条 この要綱が適用される職員は、県立学校職員（以下「職員」という。）とする。
(自家用自動車の使用承認基準)

第3条 旅行命令権者は、公共交通機関を利用すると公務の遂行が著しく遅滞し、又は困難となる場合は、職員からの申請に基づき、原則として県内の旅行に限り、交通事故等運転上の安全配慮を指示した上で、この要綱の第5条第1項の規定により登録を受けた職員の自家用自動車の使用を承認することができるものとする。

ただし、旅行命令権者が明らかに合理性があると認める場合を除き、有料道路は使用することができないものとする。

(自家用自動車を使用することができない職員)

第4条 前条の規定にかかわらず、旅行命令権者は、職員が次の各号の一に該当する場合は、職員の自家用自動車の使用を承認することができないものとする。

一 当該職員が運転免許取得後1年未満である場合

(特別な事情があり、旅行命令権者が特に使用を必要と認めた場合を除く。)

二 当該職員が、過去1年間に於いて、その責めに帰する交通事故を起こし、又は自動車及び原動機付自転車の運転に関し罰金刑を受けた場合

三 当該職員の健康状態が正常な運転に適さないと認められる場合

(自家用自動車の登録)

第5条 職員が使用する自家用自動車は、次の要件を満たすものとし、職員は、あらかじめ「公務に使用する自家用自動車登録申請書兼変更届出書（別紙様式）」により所属長に申請の上、使用する自家用自動車の登録を受けておかなければならないものとする。

ただし、通勤のため交通機関等を利用してその運賃を負担し、かつ自家用自動車等を使用することを常例とする者として、通勤手当において認定を受けている職員が、その認定経路上において自家用自動車を使用する場合は、次の各号に掲げる要件を問わず、すでに当該登録を受けているものとして取り扱うこととする。

一 職員又は親族が所有（割賦販売法による割賦等で購入し、所有権が保留されているものを含む。）するもの

二 対人補償1億円以上及び対物補償500万円以上の任意保険に加入しているもの

2 職員は、自動車検査証の更新等、前項の登録事項に変更を生じたときは、速やかに「公務に使用する自家用自動車登録申請書兼変更届出書（別紙様式）」により所属長に届出なければならないものとする。

(自家用自動車への同乗による出張)

第6条 自家用自動車を使用し旅行することを旅行命令権者が承認した職員と用務内容

及び用務先などが同一である他の職員の旅行について、当該使用を承認した職員の自家用自動車に同乗して旅行することが業務遂行上効率的であると認められる場合は、職員からの申請に基づき、旅行命令権者は同乗による旅行を承認することができるものとする。

（自家用自動車の使用の申請）

第7条 第3条の自家用自動車の使用の申請及び第6条の他の職員の自家用自動車への同乗の申請は、旅行命令簿に自家用自動車を使用する旨を記載して旅行命令権者に提出することにより行うものとする。

（旅費）

第8条 自家用自動車の使用による旅行の旅費については、職員の旅費に関する条例（昭和27年埼玉県条例第20号）の定めるところによる。

（交通事故の報告及び処理）

第9条 自家用自動車の使用の承認を受けた職員が、自家用自動車を使用中に事故を起こしたときは、埼玉県立学校職員服務規程（昭和32年9月26日教育委員会規則第8号）第23条の定めるところに従い、報告を行うものとする。

2 前項の事故において第三者に損害等を与えたときは、所属長の責任において相手方との事故処理を行うものとする。

（損害賠償）

第10条 自家用自動車の使用の承認を受けた職員が、自家用自動車を使用中に事故を起こし、第三者に損害を与えた場合において、その賠償額が自動車損害賠償保障法に基づく強制保険及び任意保険の保険金額を超えたときは、県はその超える額を負担するものとする。

ただし、当該職員に故意又は重大な過失があったときは、県は当該職員に対して求償権を行使するものとする。

2 自家用自動車の使用の承認を受けた職員が、自家用自動車を使用中に事故を起こし、自己の車両に損害を負った場合において、事故の相手方からの賠償額や当該職員の任意保険からの保険金額が車両の損害額に満たない場合は、県はその満たない額を負担するものとする。

ただし、当該職員に故意又は重大な過失があったときは、県は車両に係る損害額の一切を負担しないものとする。

3 職員が自家用自動車の使用の承認を受けずに自家用自動車を使用し、事故を起こした場合は、県はその責任を一切負わないものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年6月30日 教職第160号）

1 この要綱は、平成11年7月1日から施行する。

2 改正前の県立学校職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱要綱第5条第1項の

定めによる「公務に使用する自家用自動車登録申請書(様式第1号。以下「旧様式第1号」という。)」により自家用自動車の登録を受けている職員及び同条第2項の定めによる「公務に使用する自家用自動車登録事項変更届出書(様式第2号。以下「旧様式第2号」という。)」により登録事項の変更を届け出ている職員については、この要綱第5条第1項の定めによる「公務に使用する自家用自動車登録申請書兼変更届出書(別紙様式。以下「新様式」という。)」によらず、引き続き当該書類をもって登録の効果が生じるものとする。

- 3 この要綱第5条の規定により自家用自動車の登録を受けている職員が、この要綱の適用を受ける他の県立学校に異動した場合には、当該異動前の学校における登録関係の書類を異動後の学校に引き継ぐことができるものとする。この場合、異動前の学校では、当該書類のうち、旧様式第1号及び旧様式第2号又は新様式の写しを取り、3年間保存するものとする。

附 則(令和3年3月31日教職第1699号)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正通知の施行の際、改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
- 3 改正通知の施行の際、現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(令和4年12月26日教職第1045号)

- 1 この要綱は、令和5年1月1日から施行する。
- 2 改正通知の施行の際、改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。

別紙様式 公務に使用する自家用自動車登録申請書（兼 変更届出書）

所 属 長 様

年 月 日（申請時）

職・氏名

公務に使用する自家用自動車について、県立学校職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり登録を申請します（変更を届出ます）。

1 自動車検査証 *親族所有の自家用自動車を登録する場合は、（ ）に職員との続柄を記入すること。

①申請時	所有者名	自動車登録番号	自動車検査証有効期間
			年 月 日
②変更時	()		まで
	有効期間更新	その他の変更	届出日
	年 月 日 まで		年 月 日
	年 月 日 まで		年 月 日
	年 月 日 まで		年 月 日

2 自賠責保険（強制保険）

①申請時	保険会社名	保険期間	
		年 月 日	
②変更時		年 月 日まで	
	有効期間更新	その他の変更	届出日
	年 月 日 まで		年 月 日
	年 月 日 まで		年 月 日
	年 月 日 まで		年 月 日

3 自動車保険（任意保険） *親族所有の自家用自動車を登録する場合は、職員に適用のある任意保険を記入すること。

①申請時	保険会社名	保険金額（万円）	保険期間
		対人 万円・無制限	
②変更時		対物 万円	年 月 日まで
	有効期間更新	その他の変更	届出日
	年 月 日 まで		年 月 日
	年 月 日 まで		年 月 日
	年 月 日 まで		年 月 日
	年 月 日 まで		年 月 日
	年 月 日 まで		年 月 日

上記自家用自動車を、公務に使用する自家用自動車として登録する。

年 月 日

所属長確認欄		

- (注) 1 職員は、実線の枠内を記入すること。
2 登録申請にあたっては、自動車検査証（※）、自賠責保険証明書及び任意保険の証書の写しを添付すること。
※ 電子化された自動車検査証においては、自動車検査証記録事項の写しを添付すること。
3 変更届出にあたっては、変更する事項に係る上記証書の写し等を提出すること。
4 この登録申請（変更の届出）によって公務に使用する自家用自動車の登録を受けている場合であっても、次の各号に該当する職員には自家用自動車の公務使用を承認できないので留意すること。
(1) 当該職員が運転免許取得後1年未満である場合
(2) 当該職員が、過去1年間に於いて、その責めに帰すべき交通事故を起こし、又は自動車の運転に関し、罰金刑に処せられている場合
(3) 当該職員の健康状態が正常な運転に適さないと認められる場合
5 所属長確認欄については、署名を原則とするが、事務の効率上の観点から認印を妨げるものではない。

県立学校職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱要綱第3条の自家用自動車の使用承認基準の細部について

県立学校職員の自家用自動車の校務使用に関する取扱要綱第3条の自家用自動車の使用承認基準の細部について、次のとおり定める。

記

1 自家用自動車の使用承認基準

旅行命令権者は、次のいずれかに該当する場合に、職員の自家用自動車の公務使用を承認することができる。

- (1) 用務先が複数の地域にわたる場合
- (2) 交通不便な地域である場合
- (3) 緊急に業務を処理する場合
- (4) 荷物・給与を運搬する場合
- (5) 授業と出張とを両立させるため必要な場合
- (6) 身体に障害があり自家用自動車の使用が必要な場合
- (7) その他、公共交通機関を利用すると公務の遂行が著しく遅滞し、又は困難であると旅行命令権者が認めるとき
- (8) (1)～(7)のいずれかに該当する場合で、県外に居住する職員に対し居住地を出発地又は到着地とする旅行命令を発することが合理的であると旅行命令権者が認めるとき

2 自動二輪車及び原動機付自転車の使用

旅行命令権者は、上記1のいずれかに該当する場合で用務地が次のいずれかの地に存するとき又は県立学校職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱要綱第5条ただし書きの規定に該当するときは、職員の自動二輪車及び原動機付自転車の使用を承認することができる。

- (1) 在勤校又は居住地の存する市町村
- (2) 在勤校又は居住地から地図上の直線距離が4 km以内の地
- (3) 在勤校の存する市町村の周辺市町村（旧埼玉県立高等学校通学区域に関する規則（昭和25年2月2日教育委員会規則第1号）別表に定める当該在勤校の存する市町村の属する通学区域及び共通通学区域内の市町村をいう。）

3 県外の用務地へ旅行する場合の自家用自動車の使用

旅行命令権者は、次のいずれかに該当する場合に限り、県外に存する用務地へ旅行する際の自家用自動車の使用を承認することができる。

- (1) 身体に障害があり自家用自動車の使用が必要なとき
- (2) 隣接都県へ出張で、前記1のいずれかに該当し、自家用車によらなければ旅行目的の遂行に支障があると旅行命令権者が認めるとき。
- (3) 校外行事（埼玉県立高等学校が行う校外における行事の実施基準の改訂について（昭和54年3月14日付教指第2556号。以下「校外行事の実施基準」という。）の基準による校外における行事をいう。）の現地調査で自家用自動車の使用が必要なとき（範囲は関東地区及び関東隣接県までとする。）

- (4) 校外行事、競技会（学校職員の特殊勤務手当に関する条例第9条第1項第3号に定める対外運動競技等をいう。）の用具の運搬のため自家用自動車の使用が必要なとき（範囲は関東地区及び関東隣接県までとする。）
- (5) 緊急の補導業務
- (6) 特殊支援学校における現場実習巡回指導（職場開拓を含む。）を県外で実施するとき
- (7) 県立学校職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱要綱第5条ただし書きの規定に該当するとき
- (8) 用務地が上記2(1)又は(2)のいずれかの地に存するとき

4 高速道路の利用

次のいずれかに該当する場合で、旅行命令権者が明らかに合理性があると認めるときに限り、高速道路の利用を承認することができる。

- (1) 前記1(5)の場合は、授業と出張とを両立させるために必要な往路又は復路の利用で利用区間が40 km以上のとき
- (2) 校外行事の現地調査の場合は、校外行事の行程上の区間を利用するとき又は利用区間が40 km以上のとき（校外行事の行程上の利用区間とは、「校外行事の実施基準」に基づく学校行事及び学校行事に準ずるもので、教育委員会に届け出たものの行程上の利用区間をいう。）
- (3) 校外行事の用具の運搬は、校外行事の行程上の区間を利用するとき又は利用区間が40 km以上のとき

競技会の用具の運搬は、利用区間が40 km以上のとき

- (4) 前記3(5)の場合は、利用の必要があるとき
- (5) 前記3(6)の場合は、利用区間が40 km以上のとき

5 高速道路以外の有料道路の利用

前記3(3)～(8)に該当する場合で、旅行命令権者が明らかに合理性があると認めるときに限り、有料道路の利用を承認することができる。